

条例議案の概要

－平成28年8月定例会－

目 次

議案第 95 号 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市家庭的
保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につ
いて 1

議案第 95 号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）の改正に伴い、児童福祉施設及び家庭的保育事業等の設備に関する基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部改正
保育所において、保育室等を4階以上に設ける場合に設置する避難用の屋内階段（建築基準法施行令第 123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段をいう。以下同じ。）に係る付室の構造の要件を次のとおり改める。

改正前	改正後
外気に向かって開くことができる窓又は排煙設備（建築基準法施行令第 123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙を行うことができると認められるものに限る。）を有する付室	付室（階段室が建築基準法施行令第 123条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）

(2) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）の一部改正

小規模保育事業及び事業所内保育事業において、保育室等を4階以上に設ける場合に設置する避難用の屋内階段に係る付室の構造の要件について、(1) と同様の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

【第1条】盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号 改正 略 <u>平成28年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第32条まで 略 (設備)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乳児又は2歳未満の幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次のイからクまでの要件に、それぞれ該当するものであること。 <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であること。</p>	<p>○盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第56号 改正 略</p> <p>盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第32条まで 略 (設備)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乳児又は2歳未満の幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前母の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。 (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前母の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同母の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次のイからクまでの要件に、それぞれ該当するものであること。 <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であること。</p>

改正後	改正前																										
<p>イ 次表の左欄に掲げる保育室等が設けられている階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避 難 用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項_____に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避 難 用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項_____に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避 難 用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項_____に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項_____に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外	<p>イ 次表の左欄に掲げる保育室等が設けられている階の区分に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避 難 用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避 難 用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避 難 用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外
階	区分	施設又は設備																									
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																									
	避 難 用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項_____に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																									
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段																									
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項_____に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外																									
階	区分	施設又は設備																									
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																									
	避 難 用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から2階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																									
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段																									
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から3階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室を通じて連絡され、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外																									

改正後			改正前		
		傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡され、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙を行うことができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡され、かつ、同項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 エ 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれ

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 エ 保育所の調理室以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれ

改正後			改正前		
に近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所のカーテン、敷物、道具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。 第34条から第40条まで 略 附 則 略 附 則（平成28年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。			に近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。 カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ク 保育所のカーテン、敷物、道具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。 第34条から第40条まで 略 附 則 略		

【第2条】盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第34号 改正 平成28年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第28条まで 略 (設備)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は2歳未満の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 2歳以上の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次に掲げる要件の全てに、それぞれ該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p>	<p>○盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 平成26年9月30日条例第34号</p> <p>盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例 目次及び第1条から第28条まで 略 (設備)</p> <p>第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳児又は2歳未満の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 2歳以上の幼児に利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける場合にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合にあっては次に掲げる要件の全てに、それぞれ該当するものであること。</p> <p>ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</p>

改正後			改正前		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 離	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避離階段又は同条第3項に規定する特別避離階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		避 離	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項に規定する屋内に設ける避離階段又は同条第3項に規定する特別避離階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避離階段又は同条第3項に規定する特別避離階段 2 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避離階段又は同条第3項に規定する特別避離階段 2 屋外階段
	避 離	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避離階段又は同条第3項に規定する特別避離階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		避 離	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避離階段又は同条第3項に規定する特別避離階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階 以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避離階段又は同条第3項に規定する特別避離階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避離階段	4階 以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避離階段又は同条第3項に規定する特別避離階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避離階段

改正後		改正前	
避 避難用 難	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室（保育室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同母に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡され、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段</p>	避 避難用 難	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる床若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙を行うことができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡され、かつ、同項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理設備が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられたこと。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理設備が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられたこと。

改正後		改正前	
れること。		れること。	
オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。		オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。	
カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。		カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	
キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。		キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、道具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。		ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、道具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。	
第30条から第43条まで 略 (設備)		第30条から第43条まで 略 (設備)	
第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。		第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。	
(1) 乳児又は2歳未満の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）及び便所を設けること。		(1) 乳児又は2歳未満の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）及び便所を設けること。	
(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。		(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は2歳未満の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	
(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。		(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	
(4) 2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号に規定する保育が必要と認められる児童であって3歳以上のものを保育する場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。		(4) 2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号に規定する保育が必要と認められる児童であって3歳以上のものを保育する場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。	
(5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98平方メ		(5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の幼児1人につき1.98平方メ	

改正後			改正前		
階	区分	施設又は設備	階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する単耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する単耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 屋外階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段		避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段

改正後			改正前		
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段			2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段又は同条第3項に規定する特別避難階段 2 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段
	避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡され、かつ、同項第3号、第4号及び第10号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段		避 難 用	1 建築基準法施行令第123条第1項に規定する屋内に設ける避難階段（建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分において、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙を行うことができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡され、かつ、同項第2号、第3号及び第9号に規定する構造を満たすものに限る。）又は同項に規定する特別避難階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定

改正後	改正前
<p>する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、道具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>	<p>する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理室が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合については、この限りでない。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、道具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>
第45条から第50条まで 略	第45条から第50条まで 略
附 則 略	附 則 略
附 則(平成28年条例第一号)	
この条例は、公布の日から施行する。	